(2)　市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合

(3)　市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

二　法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　次のイ及びロに掲げる基準

イ　地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ　地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

第百六十五条の四第二号の二中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章　趣旨及び基本方針

第一条第一項中「（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条　基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二条（第三十条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準

二　法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三　法第八十一条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二条及び第三条の規定による基準

四　法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号、第二十三条並びに第二十七条の規定による基準

五　法第四十七条第一項第一号又は第八十一条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十七条第二項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第二条第二項中「標準」を「基準」に改める。

第四条第二項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第十三条中「第一条」を「第一条の二」に改め、同条第九号中「作成のために」の下に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加える。

第三十条中「第一章から第三章（第二十六条第六項及び第七項を除く。）まで」を「第一条の二、第二章及び第三章（第二十六条第六項及び第七項を除く。）」に改め、「（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）」を削り、「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第三条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改める。